

さぬき市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成26年度定期監査の結果について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

平成27年3月12日

さぬき市監査委員 中村俊則  
さぬき市監査委員 江村信介

平成26年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施日及び対象期間

部 課 名 等		実 施 日	対 象 期 間
津田診療所		平成26年11月25日	平成25年10月1日から平成26年9月30日まで
総務部	地域情報課		
支所	寒川支所		
会計課			
議会事務局議事課			
監査委員事務局			
上下水道部	鴨部川浄化センター 川西浄水場 門入浄水場	平成26年11月26日	
	下水道課		
	水道課		
支所	大川支所		
市民病院 経営管理局	総務企画課 患者サービス課 施設管理課	平成26年11月27日	
市民部	生活環境課 市民課 税務課 人権推進課	平成26年11月28日	
建設経済部	建設課 農林水産課 土地改良課 都市計画課 商工観光課	平成27年1月19日	
農業委員会事務局			
健康福祉部	長尾保育所		
教育委員会 事務局	造田幼稚園 造田小学校 長尾小学校 長尾中学校	平成27年1月20日	

部 課 名 等		実 施 日	対 象 期 間
健康福祉部	福祉総務課 国保・健康課 子育て支援課 長寿障害福祉課 介護保険課	平成 27 年 1 月 22 日	平成 25 年 12 月 1 日か ら平成 26 年 11 月 30 日まで
支所	長尾支所		
教育委員会 事務局	教育総務課 学校再編対策室 学校教育課 生涯学習課	平成 27 年 1 月 23 日	
支所	津田支所		
総務部	危機管理室 総務課 秘書広報課 管財課 予算調整室 政策課	平成 27 年 1 月 27 日	
選挙管理委員会事務局			

## 2 監査の方法

平成 25 年度及び平成 26 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか重点をおき、各課から定期監査資料の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

## 3 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理において、改善、検討を要する事項が見受けられた。比較的軽微な事項については、その都度口頭により関係課に改善するように指導した。

指摘事項は以下のとおりである。

なお、表 1 から表 5 については、決算審査資料及び定期監査資料に基づき作成している。

(1) 収入未済額の縮減について

収入未済額の縮減については、平成 23 年度に市民部税務課内に債権管理室を設置して、平成 24 年度から本格的に徴収事務を開始したことや、大川広域行政組合、香川滞納整理推進機構との連携により、市税、税外債権ともに「表 1」のとおり着実に成果をあげている。

ただし、一部所管課について、債権管理室との連携不足により回収が低調となっているため、当該所管課に対して債権管理室との連携を指導したところである。

債権管理室の役割が重要となってくる現況下、債権管理係の嘱託職員確保と定着化が、今後一層望まれるため、その体制を整えることを要望する。

また、「表 2」のとおり、市税の口座振替率が 50%未済となっている。

収入未済発生予防及び事務執行の効率性を高めるため、口座振替率の向上改善対策を実施するように要望するとともに、税負担の公平性、受益者負担の観点から引き続き収入未済額の縮減に取り組むことを意見とする。

加えて、病院事業会計については、決算時に現年度未収金のうち、滞納額を把握することを意見とする。

表 1 年度別収入未済比率

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		収入未済額	比率	収入未済額	比率	収入未済額	比率
市税	現年	182,342,169	2.89%	159,859,779	2.61%	153,832,796	2.49%
	滞納	577,711,498	74.61%	500,573,767	66.43%	439,865,381	66.99%
	小計	760,053,667	10.73%	660,433,546	9.60%	593,698,177	8.68%
税外債権	現年	39,671,952	2.46%	29,830,846	1.81%	32,063,740	2.01%
	滞納	142,629,862	82.35%	138,287,377	66.43%	131,219,465	77.58%
	小計	182,301,814	10.21%	168,118,223	9.17%	163,283,205	9.24%
合計		942,355,481	10.63%	828,551,769	9.51%	756,981,382	8.79%

比率 = 収入未済額 / 調定額 (小数点第 3 位以下四捨五入)

表 2 市税の口座振替状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現金納税通知書件数	36,615	36,767	36,501	35,966	35,942
口座振替率	47.36%	46.95%	46.82%	47.51%	47.32%

現金納税通知書件数、口座振替率ともに年度当初の数値である。

口座振替率 = 口座振替依頼件数 / 納税通知書件数 (小数点第 3 位以下四捨五入)

(2) 各種補助金等の見直しについて

各種補助金等の見直しについては、毎年見直しを意見としてきたところであり、やや迅速性に欠けるものの例規の整備等、改善されつつある。

定期監査において、合併 10 周年記念事業、元利子補給事業、例規等により公益上必要性があると判断した事業を除き、平成 24 年度 114 件、補助金額 256,241,669 円、平成 25 年度 142 件、補助金額 354,714,000 円を抽出して、各所管課の取組状況聴取と補助金実績報告書の収支報告書等に基づき、公益上の必要性の有無・交付方法・使途内容等を一切考慮せずに分類した結果は「表 3」のとおりである。

この分類は一観点からとらえたものであったが、件数・金額ともに減少している。引き続き前例にとらわれることなく、公益上必要であるという確証のもとに補助金交付事業を合理的基準と補助の効果を検証して改革を進めることを意見とする。

平成 26 年度定期監査において下記の 2 補助金について特に意見とする。

① 単位自治会運営費補助金（対象所管課 市民部生活環境課）

単位自治会運営費補助金（以下「補助金」という。）について、要綱により補助金の算定基準を自治会加入世帯としているが、加入世帯の要件が定まっていないため、単位自治会へ交付した補助金額が妥当か否かの検証が実施されていない。

また市内 377 自治会の平成 25 年度収支報告書に基づき「自治会費と補助金の割合」「支出項目」「自主企画事業」の調査を実施した結果、最高裁判決（平成 20 年 4 月 3 日）に照らしたところ、支出項目（祭典費支出、各募金支出）において疑義がありリスクを内在しているため、自治会の多様性、多元化に配慮しつつ、適切な指導監督をするよう意見とする。

あわせて自治会の規模について明確な基準がないため、構成世帯数の最小と最大の差が約 200 世帯となり 30 世帯未満の自治会が半数を占めている状況下、所管課だけでなく他課の事務効率にも影響を及ぼしていることを認識していただきたい。

② 敬老事業補助金（対象所管課 健康福祉部長寿障害福祉課）

敬老事業補助金（以下「補助金」という。）について補助金の使途が敬老事業実施と金券配布に二分されている。

しかし、補助金交付の根拠である敬老事業実施要領によると、金券を配布することが事業と解釈するには客観的に疑義が生じる。

また金券について市が共通商品券事業を実施しているにもかかわらず、一企業の商品券を配布している団体が未だ存在している。共通商品券でなく一企業の商品券でなければならない正当な事由が見当たらない。

これらの問題点は、要領内容の不明瞭さによるところであり、所管課における公正かつ妥当な対応を意見とする。

表3 補助金分類

分類	区分内容	平成24年度		平成25年度	
		件数	補助金額(円)	件数	補助金額(円)
1	補助金交付額以上の繰越金がある団体	17	1,682,630	15	1,647,560
2	補助金が支出金額総額の1/2以上の団体	49	36,897,082	57	75,612,818
3	補助金を上・下部組織に配分、使途未確認の団体	17	54,927,166	1	323,000
4	意図的に収支額を同額とし、団体の実態収支未確認の団体	8	766,000	2	250,000
合計		91	94,272,878	75	77,833,378
1~4の2つ以上に該当する重複件数		17	23,579,000	4	773,000

※さぬき市観光協会補助金平成24年度42,247,000円分類3は、平成25年度33,580,297円分類2に変更

(3) 共通商品券発行事業について

意見の詳細は、平成25年度定期監査報告の3監査の結果(3)共通商品券発行事業で意見を述べたところであり、これを参照されたい。

改めて意見の要旨を記述すると「委託料算定の基準の明確化」「委託業務内容のうち、商品券発行事務と経費負担の整合化」「商品券販売事務と販売代金受領の整合化」を図るとともに体制を見直すことを意見とする。

平成26年度定期監査においても、意見に対する対応状況について、所管課よりさぬき市商工会と協議を行った旨の報告を受けたが成果は皆無に等しい。監査意見の形骸化は現行監査委員制度の形骸化につながるリスクを内在しているため、改めてさぬき市商工会との信頼関係を構築し、真摯な対応を強く要望して意見とする。

(4) 工事請負変更契約について

平成24年度及び平成25年度における設計金額100万円以上の工事請負契約総件数に占める変更契約件数及び変更契約比率(以下「同比率」という。)は「表4」とおりである。

変更契約はその原因が後発事由によるかどうか、そして工事量・期間・質等の妥当性を検証して締結するものであり、工事内容の透明性を高めるために必要不可欠な手続きである。しかしながら一方で、所管事務の効率性を低下させる手続きでもある。平成25年度の同比率は71%であり、前年度と比較して5ポイント上昇しているが改善の指摘は行わない。

今後も定期監査を定点として、同比率を注視したい。

表4 工事請負変更契約比率

	平成24年度		平成25年度	
	件数	比率	件数	比率
変更契約件数	154	66%	152	71%
工事請負契約件数	235		214	

比率=変更契約件数/工事請負契約件数(小数点第1位以下四捨五入)

(5) 随意契約のうち単価契約について

単価契約には、総価契約によることが不可能な場合（総価格を確定することができない場合）の契約と事務処理の便宜に基づく場合の契約と2通りのケースがある。

各所管課を聴取した結果、単価契約について単価が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（以下「当該号数」という。）に定める額を超えない場合、各所管課独自の判断により随意契約を行っている状況であった。

このような状況下の中で、単価は当該号数に定める額を超えてはいないが、年間合計額は当該号数に定める額を明らかに超えると予見される場合においても随意契約を締結するケースが見受けられた。このことは、当該号数を定めた意図に反すると解される。

したがって、単価の年間合計額が上記2通りのケースともに当該号数に定める額を明らかに超えると予見される場合について、統一基準を定めることを意見とする。

(6) 文書管理について

平成25年度定期監査において文書集中保管の重要性を説き、公共施設マネジメント検討に先行して新施設あるいは既存施設の利活用によって安全な文書保管施設を整備することを意見としてきたところである。

平成26年度定期監査において所管課を聴取した結果、旧天王中学校施設を候補として検討している旨の報告を受けた。平成29年度中に統合庁舎又は分庁舎のいずれかの新築工事を前提に議論されている状況下において、迅速かつ具体的に安全な文書保管施設を整備することを改めて意見とする。

(7) 公共施設の管理体制と統廃合について

① 公共施設の管理体制について

一例として、同一構造体内に前山地区活性化センターとへんろ資料館が配置されている。

前山地区活性化センターの施設管理及び運営管理は土地改良課、受託者は前山地区いきいき事業協議会となり、へんろ資料館の施設管理は商工観光課、運営管理は生涯学習課、受託者は前山地区いきいき事業協議会となっている。

そのため、施設管理に要する予算管理は土地改良課と商工観光課がそれぞれ執行しており、運営管理に要する予算管理は土地改良課と生涯学習課がそれぞれ執行している。このような事例については、責任体制が不明瞭であり、経済性、効率性、有効性について劣ると推察される。

まず本事例について、制度上現状の管理体制が最善か否かの回答を要望する。

② 公共施設の統廃合について

さぬき市全体、また一定地域の目的別施設設置の指標がないため、必要性、公益性、経済性、効率性、有効性の観点から、目的別施設が過剰であるか不足しているか等についての経営に係る事業管理監査は実施できない状態である。

このことについては、従来から目的別施設の公平かつ適正な配置等に係るグラウンドデザインの策定を助言してきたところであり、目的別施設設置の指標について回答を要望する。

③ 庁舎について

現在、統合庁舎方式又は分庁舎方式について検討しているところである。

各方式には各々の長所短所が存在している。何れかの時期に何れかの方式に決断しなければならないが、その結果、採択されなかった方式の長所を捨て短所の解消を図ったこととなる。

経営に係る事業管理監査の立場から、事業管理については主に事業の規模は適正か、組織管理については主に所管下部機構に対する指導、監督、総括、連絡等は適切に行われているか、人事管理については主に職員数は業務量に見合っているか、経営管理については主に業務の改善と効率化を図り経営の合理化に努力しているか、住民サービスについては主に公平性は担保出来ているか、利便性、質の向上に努力しているか等について推敲を重ね、特に「もの言わぬ住民」の声を吸い上げて決断されることを強く要望する。

(8) 選挙の投票所、投票時刻の見直しについて

意見の詳細は、平成 25 年度定期監査報告の 3 監査の結果 (7) 選挙の投票所、投票時刻の見直しで意見を申し述べたところであり、これを参照されたい。

平成 26 年度定期監査において選挙管理委員会事務局に聴取した結果、選挙管理委員会内で審議中であるとの回答を得た。

やや迅速さに欠けるものの、改めて平成 25 年度定期監査の結果に係る改善措置状況等回答書内容を履行されることを強く要望して意見とする。

表 5 選挙の投票状況

	参議院議員選挙 (25. 7. 21)				衆議院議員選挙 (26. 12. 14)			
	人	有権者数 に対する 比率	投票者数 に対する 比率	投票日当 日数に対 する比率	人	有権者数 に対する 比率	投票者数 に対する 比率	投票日当 日数に対 する比率
投票日(18~20時)	2,168	5.0%	8.8%	12.7%	2,211	5.1%	9.0%	13.3%
投票日当日	17,123	39.3%	69.3%		16,573	38.4%	67.1%	
投票者総数	24,708	56.7%			24,688	57.3%		
有権者数	43,603				43,108			

4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等は、次のとおりである。

(1) 改善された事項

水道事業会計については、決算時に現年度未収金のうち、滞納額を把握する体制が整ったと評価する。

(2) 改善を要する事項

特になし